四国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十月三十一日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十三号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
愛媛県上浮穴郡久万高原町大川四四二一番一地内	
愛媛県上浮穴郡久万高原町下野尻乙二〇〇番二地先から同町下野尻乙二〇一番一地まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年十月三十一日

(七) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年10月31日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	盛岡	7—4	高松山	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	盛岡	11—2	早池峰山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	一関	2—3	越喜来	〃　〃　〃
〃	〃	〃	一関	5—3	遠野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	5—1	粟崎	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	5—2	金沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	5—4	松任	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	10—1	美川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11—1	動橋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11—3	大聖寺	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	11—4	越前中川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	12—3	丸岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	16—1	越前森田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	16—2	福井	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	13—1	鯖江	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	13—2	武生	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	14—1	今庄	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	14—4	杉津	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	15—3	敦賀	〃　〃　〃
〃	〃	〃	宮津	12—2	君尾山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	3—4	豊岡	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	4—3	江原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	4—4	八鹿	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	11—4	浦富	〃　〃　〃
〃	〃	〃	鳥取	15—2	鳥取北部	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和７年11月１日

予　算

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和７年８月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和７年10月31日　　財　務　省

１　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	前月までの累計	計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	77,819,000,000	2,306,897,247	1,118,872,491	3,425,769,738	△74,393,230,261	4.4
租税	76,789,000,000	2,226,524,081	940,687,118	3,167,211,199	△73,621,788,800	4.1
所得税	22,666,000,000	1,293,859,179	659,733,432	1,953,592,612	△20,712,407,387	8.6
法人税	19,245,000,000	186,916,313	—	186,916,313	△19,058,083,686	0.9
相続税	3,461,000,000	238,485,189	23,021,694	261,506,884	△3,199,493,115	7.5
消費税	24,908,000,000	—	—	—	△24,908,000,000	—
酒税	1,174,000,000	86,147,630	10,574,343	96,721,974	△1,077,278,025	8.2
たばこ税	953,000,000	70,180,073	99,127,707	169,307,780	△783,692,219	17.7
揮発油税	1,976,000,000	167,460,830	3,624,108	171,084,939	△1,804,915,060	8.6
石油ガス税	4,000,000	323,790	51,011	374,801	△3,625,198	9.3
航空機燃料税	40,000,000	3,374,795	3,174,568	6,549,363	△33,450,636	16.3
石油石炭税	601,000,000	48,695,838	4,362,029	53,057,867	△547,942,132	8.8
電源開発促進税	307,000,000	22,101,317	24,042,077	46,143,395	△260,856,604	15.0
自動車重量税	407,000,000	34,635,112	30,400,029	65,035,142	△341,964,857	15.9
国際観光旅客税	49,000,000	4,624,123	527,056	5,151,179	△43,848,820	10.5
関税	989,000,000	69,064,489	80,517,339	149,581,828	△839,418,171	15.1
とん税	9,000,000	655,396	1,531,372	2,186,769	△6,813,230	24.2
地価税	—	—	347	347	347	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	80,373,166	178,185,373	258,558,539	△771,441,460	25.1